

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項および第2項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成25年2月27日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 マツヤスーパー矢倉店 草津市東矢倉四丁目字山田 555
- 2 提出された意見の概要 草津市からの意見
 - (1) C1、C2地点において、荷さばき作業等に伴う変動騒音の等価騒音レベル(LAeq)は、それぞれ52.3dB、53.0dBである。このことは、90%レベルの上端値の騒音レベル(LA05)も50dBを超えると予測されることを意味しており、騒音規制法および草津市の良好な環境保全条例に基づく朝(6:00~8:00)の規制基準値(50dB)を上回る可能性がある。また、C1、C2地点全体の騒音予測値は、それぞれ53.4dB、54.0dBであり、全体をみても、規制基準値を上回る可能性がある。C1、C2地点についてはこの地点に面する道を挟んで反対側の敷地には民家が立ち並んでいるため、騒音の発生を抑える必要がある。規制基準値を上回る原因が荷さばき作業等に伴う音であることから、配慮事項等に記載されているとおり、従業員に対し騒音軽減意識づけを徹底し、作業方法に充分配慮すること。なお、周辺住民より苦情があった場合には、調整の上必要な対策を講じること。
 - (2) 朝の通勤時に国道1号、京滋バイパスを利用されている人も多いことから、交通渋滞の発生や混雑が予想される。そのため駐車対策等について計画をされ、スムーズな交通流動を確保し、混乱が生じないように努めること。
 - (3) 大規模小売店舗立地法に基づき駐車場台数に変更があった場合は報告のこと。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1
草津市産業振興部商業観光課 草津市草津三丁目13番30号
 - (2) 縦覧期間 平成25年2月27日から平成25年3月27日まで